

松本市奨学金返還支援事業補助金のお知らせ

松本市奨学金返還支援事業補助金では、松本市に本社・本店がある中小企業に就職する若者（35歳未満）を対象に、奨学金の返還を支援します！

○申請期間：令和5年1月4日（水）～令和5年2月28日（火）

○対象奨学金：日本学生支援機構が貸与する奨学金（第1種・第2種）※**その他要相談**

○対象者：次の要件をすべて満たす方

- ・ 令和4年4月1日から12月31日までの間に、市内に本社・本店を有する中小企業へ就職した正規雇用の方
- ・ 大学等在学中に奨学金の貸与を受けた方で、自ら奨学金を返還している方
- ・ 令和4年度の3月31日現在において、年齢が35歳未満の方
- ・ 申請日において市内に住所を有する方で、5年以上定住する意思がある方
- ・ 松本市税を滞納していない方
- ・ 奨学金返還に関する他の補助金の申請または受給をしていない方
- ・ 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと

○補助額：令和4年4月1日から令和4年12月31日までに支払った奨学金返還額の2/3を補助します。（年間上限15万円）

※**最大5年間（60カ月）が対象期間になります。**



▲詳細ページ QR

【お問い合わせ】 移住推進課 TEL34-3193 FAX34-3493

環境法令等を守っていますか？ 松本市の環境保全にご協力ください！

未届けの法令がないか確認してください。届出は**事業者の義務**です。

届出済みの場合は内容を確認していただく等、チェックしてみましょう。

施設の変更、代表者の変更等、事業内容に変更がある場合は環境保全課へご相談下さい。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 大気汚染防止法 | <input type="checkbox"/> 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 |
| <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法 | <input type="checkbox"/> 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 |
| <input type="checkbox"/> 土壌汚染対策法 | <input type="checkbox"/> 長野県良好な生活環境の保全に関する条例 |
| <input type="checkbox"/> 騒音規制法 | <input type="checkbox"/> 松本市公害防止条例 |
| <input type="checkbox"/> 振動規制法 | <input type="checkbox"/> 松本市水環境を守る条例 |
| <input type="checkbox"/> ダイオキシン類対策特別措置法 | |

環境法令等の遵守は...



■SDGs達成に寄与することに繋がります



■松本市の美しい環境を次世代に引き継ぐことに繋がります



【環境法令等の届出に関するお問合せ】 環境保全課 TEL：34-3267 FAX：34-3202

MAIL：kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp